

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 1 1 日

関 係 団 体 各 位

中部運輸局総務部長

「青い羽根募金活動」に対する協力依頼について

平素は、国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省大臣官房長より別紙のとおり通知がありましたので、貴団体におかれましても、本取組についてご理解のうえ、傘下会員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

| | | 関係団体名 |
|----|----|-----------------------|
| 本局 | 1 | 一般社団法人 日本ホテル協会 中部支部 |
| | 2 | 一般社団法人 日本ホテル協会 神静山梨支部 |
| | 3 | 一般社団法人 日本旅館協会 中部支部連合会 |
| | 4 | 一般社団法人 日本旅行業協会 中部支部 |
| | 5 | 中部鉄道協会 |
| | 6 | 中部鋼索交通協会 |
| | 7 | 中部地方通運業連盟 |
| | 8 | 中部通運業連合会 |
| | 9 | 公益社団法人 中部海事広報協会 |
| | 10 | 東海北陸旅客船協会 |
| | 11 | 中部沿海海運組合 |
| | 12 | 東海内航海運組合 |
| | 13 | 静岡県内航海運組合 |
| | 14 | 全国内航タンカー海運組合 東海支部 |
| | 15 | 東海港運協会 |
| | 16 | 日本海地区港運協会 |
| | 17 | 中部倉庫協会連合会 |
| | 18 | 東海冷蔵倉庫協議会 |
| | 19 | 北陸冷蔵倉庫協議会 |
| | 20 | 一般社団法人 東海小型船舶工業会 |
| | 21 | 中部船用工業会 |
| 愛知 | 22 | 一般社団法人 愛知県自動車会議所 |
| | 23 | 公益社団法人 愛知県バス協会 |
| | 24 | 愛知県タクシー協会 |
| | 25 | 名古屋タクシー協会 |
| | 26 | 一般社団法人 愛知県トラック協会 |
| | 27 | 一般社団法人 愛知県自動車整備振興会 |
| | 28 | 一般社団法人 愛知県自家用自動車協会 |
| | 29 | 愛知県自動車販売店協会 |
| | 30 | 愛知県軽自動車協会 |
| | 31 | 愛知県自動車部品販売協会 |
| | 32 | 一般社団法人 日本自動車連盟愛知支部 |
| | 33 | 一般社団法人 愛知県レンタカー協会 |
| | 34 | 中部自動車リース協会 |
| | 35 | 一般財団法人 日本自動車査定協会愛知県支所 |
| | 36 | 愛知県中古自動車販売協会 |
| | 37 | 愛知県自動車車体整備協同組合 |
| | 38 | 愛知県輸入自動車販売店協会 |
| | 静岡 | 39 |
| 40 | | 静岡県倉庫協会 |
| 41 | | 一般社団法人 静岡県バス協会 |
| 42 | | 静岡県タクシー協会 |
| 43 | | 一般社団法人 静岡県トラック協会 |
| 44 | | 静岡県レンタカー協会 |
| 45 | | 静岡県個人タクシー連合会 |
| 46 | | 静岡県自動車販売店協会 |
| 47 | | 一般社団法人 静岡県自動車整備振興会 |
| 48 | | 静岡県軽自動車協会 |

| | | 関係団体名 |
|----|------------|-------------------|
| 岐阜 | 49 | 一般社団法人岐阜県自動車会議所 |
| | 50 | 公益社団法人岐阜県バス協会 |
| | 51 | 岐阜県タクシー協会 |
| | 52 | 一般社団法人岐阜県トラック協会 |
| | 53 | 一般社団法人岐阜県自動車整備振興会 |
| | 54 | 一般社団法人岐阜県自家用自動車協会 |
| | 55 | 岐阜県自動車整備商工組合 |
| | 56 | 岐阜県自動車電装品整備商工組合 |
| | 57 | 岐阜県レンタカー協会 |
| | 58 | 岐阜県中古自動車販売協会 |
| | 59 | 岐阜県自動車車体整備協同組合 |
| 三重 | 60 | 岐阜県自動車販売店協会 |
| | 61 | 岐阜県軽自動車協会 |
| | 62 | 一般社団法人三重県自動車会議所 |
| | 63 | 公益社団法人三重県バス協会 |
| | 64 | 一般社団法人三重県タクシー協会 |
| | 65 | 一般社団法人三重県トラック協会 |
| | 66 | 一般社団法人三重県自家用自動車協会 |
| | 67 | 一般社団法人三重県自動車整備振興会 |
| | 68 | 一般社団法人北勢自動車協会 |
| | 69 | 三重県自動車販売協会 |
| | 70 | 三重県軽自動車協会 |
| | 71 | 三重県中古自動車販売協会 |
| 72 | 三重県レンタカー協会 | |
| 福井 | 73 | 一般社団法人福井県自動車会議所 |
| | 74 | 一般社団法人福井県自動車整備振興会 |
| | 75 | 公益社団法人福井県バス協会 |
| | 76 | 一般社団法人福井県タクシー協会 |
| | 77 | 一般社団法人福井県トラック協会 |
| | 78 | 福井県自動車販売店協会 |
| | 79 | 一般社団法人福井県自家用自動車協会 |
| | 80 | 福井県軽自動車協会 |
| | 81 | 福井県中古自動車販売協会 |
| | 82 | 福井県自動車車体整備業協同組合 |
| | 83 | 福井県レンタカー協会 |
| | 84 | 福井県冷蔵倉庫協会 |
| | 85 | 福井県倉庫協会 |

国官総第47号
令和4年7月6日

(別紙) 送付先一覧 あて

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

「青い羽根募金活動」に対する協力依頼について

標記について、別紙のとおり海上保安庁長官から協力依頼がありましたので、貴所属職員に対し周知願います。



(別 紙)送付先一覧

| | | |
|------------------|--------------|----------------|
| 大臣官房秘書室長 殿 | 不動産・建設経済局長 殿 | 国土交通政策研究所長 殿 |
| 大臣官房人事課長 殿 | 都市局長 殿 | 国土技術政策総合研究所長 殿 |
| 大臣官房総務課長 殿 | 水管理・国土保全局長 殿 | 国土交通大学校長 殿 |
| 大臣官房広報課長 殿 | 道路局長 殿 | 柏研修センター所長 殿 |
| 大臣官房会計課長 殿 | 住宅局長 殿 | 航空保安大学校長 殿 |
| 大臣官房地方室長 殿 | 鉄道局長 殿 | 小笠原総合事務所長 殿 |
| 大臣官房福利厚生課長 殿 | 自動車局長 殿 | 国土地理院長 殿 |
| 大臣官房技術調査課長 殿 | 海事局長 殿 | 観光庁長官 殿 |
| 総括監察官 殿 | 港湾局長 殿 | 運輸安全委員会事務局長 殿 |
| 危機管理・運輸安全政策審議官 殿 | 航空局長 殿 | 気象庁長官 殿 |
| 大臣官房官庁営繕部長 殿 | 北海道局長 殿 | 海上保安庁長官 殿 |
| 総合政策局長 殿 | 政策統括官 殿 | 海難審判所長 殿 |
| 土地政策審議官 殿 | 政策統括官 殿 | |
| 国土政策局長 殿 | 国際統括官 殿 | |

| | | |
|------------|--------------|--|
| 東北地方整備局長 殿 | 近畿運輸局長 殿 | |
| 関東地方整備局長 殿 | 神戸運輸監理部長 殿 | |
| 北陸地方整備局長 殿 | 中国運輸局長 殿 | |
| 中部地方整備局長 殿 | 四国運輸局長 殿 | |
| 近畿地方整備局長 殿 | 九州運輸局長 殿 | |
| 中国地方整備局長 殿 | 東京航空局長 殿 | |
| 四国地方整備局長 殿 | 大阪航空局長 殿 | |
| 九州地方整備局長 殿 | 札幌航空交通管制部長 殿 | |
| 北海道開発局長 殿 | 東京航空交通管制部長 殿 | |
| 北海道運輸局長 殿 | 福岡航空交通管制部長 殿 | |
| 東北運輸局長 殿 | 神戸航空交通管制部長 殿 | |
| 関東運輸局長 殿 | | |
| 北陸信越運輸局長 殿 | | |
| 中部運輸局長 殿 | | |

| | | |
|----------------------|----------------------|--|
| (独立行政法人) | 日本高速道路保有・債務返済機構理事長 殿 | |
| 土木研究所理事長 殿 | 住宅金融支援機構理事長 殿 | |
| 建築研究所理事長 殿 | | |
| 自動車技術総合機構理事長 殿 | | |
| 海上・港湾・航空技術研究所理事長 殿 | | |
| 海技教育機構理事長 殿 | | |
| 航空大学校理事長 殿 | | |
| 鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿 | | |
| 国際観光振興機構理事長 殿 | | |
| 水資源機構理事長 殿 | | |
| 自動車事故対策機構理事長 殿 | | |
| 空港周辺整備機構理事長 殿 | | |
| 都市再生機構理事長 殿 | | |
| 奄美群島振興開発基金理事長 殿 | | |



保警救第25号
令和4年6月23日

国土交通事務次官 殿

海上保安庁長官（公印省略）

「青い羽根募金活動」に対する協力依頼について

平素より海上保安業務に格段の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、公益社団法人日本水難救済会会長から別添「「青い羽根募金活動」へのご協力をお願いについて」（令和4年6月13日水救第65号）にて依頼を受けました。本募金活動は、海で遭難した人々の救助をボランティアで行う救助員の活動を支援することを目的として、昭和25年から開始されたものであり、例年、夏季のマリンレジャーが盛んとなる7月1日から8月31日までを「青い羽根募金強調運動期間」と定め、特に活動を強化しているところで

す。
本年4月23日に北海道知床半島沖で発生した遊覧船の海難事案においては、地元水難救済会のボランティア救助員の方々にも捜索活動へ御協力いただきました。

当庁では、日本水難救済会の水難救済事業は、我が国沿岸海域における海難救助体制に大きく貢献し、地域の安全・安心の一翼を担う重要なものと認識していることから、ボランティア救助員の活動の支援という趣意に賛同し、積極的に本募金活動に協力することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、同趣意を御理解いただき、貴省庁及び地方支分部局並びに関係機関・団体の職員に周知していただく等、格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日水救第65号
令和4年6月13日

海上保安庁長官
奥島 高弘 殿

公益社団法人 日本水難救済会
会長 相原 力



「青い羽根募金活動」へのご協力のお願いについて

謹啓 初夏の候 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴庁におかれましては、平素から本会の事業の推進について格別のご指導とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の海難の状況は、漁船海難に加えレジャー活動に伴う海難が多発しており、これら船舶事故のうち、小型船舶による事故が全体の8割を超え、約9割は陸岸から12海里未満で発生していることから、沿岸部における救助体制の強化を官民一体となって効率的に推進することが求められています。

また、最近では、日本各地で甚大な被害を及ぼした異常気象等による自然災害も散発していることから、臨海地域や沿岸海域における災害救援体制の充実強化に寄せる地域の期待は大きいものがあります。

このような状況の中で、沿岸海域における国や地方自治体の公的な救助体制を補完する役割を担っている本会としては、より活発な水難救済事業を展開するため、貴庁のご指導の下、救難拠点の空白海域における救難所・同支所の整備強化を推進しており、令和3年度末では1,318カ所の救難所・同支所が整備され、また、ボランティア救助員も約5万名と、沿岸部における海難救助体制は着実に整いつつあります。

これら組織による水難救済事業に支障を来たすことのないように救助資器材等の整備維持管理を充実するとともに、さらに体制の充実・強化を図らなければなりません。

このためには更なる資金の確保が急務であり、本会では、感染症拡大防止に配慮しつつ、本年度も周年を通じて青い羽根募金活動を進め、特に7及び8月を「青い羽根募金強調運動期間」として全国的に活動を展開し、例年にも増して募金活動を強力に推し進め資金造成に努めることとしております。

つきましては、この事業の実施にあたりまして、誠に勝手ながら本年度も貴庁の絶大なご指導とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬白

青い羽根募金について

参考資料



青い羽根募金強調運動期間:7月1日~8月31日
青い羽根一斉着用キャンペーン期間:7月1日~7月20日

青い羽根募金とは

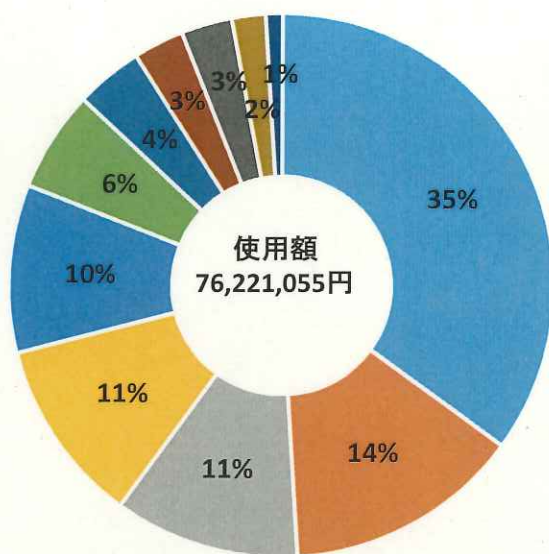
海で遭難した人々の救助を行う約5万人のボランティア救助員の活動を支援することを目的として、「公益社団法人日本水難救済会」が昭和25年から青い羽根募金活動を行っています。

青い羽根募金は、海難救助活動に必要なライフジャケットやAED等の救助資器材の購入や救助訓練に必要な資金として使用されています。

■ 募金額実績

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 募金額(千円) | 88,176 | 86,295 | 85,905 | 83,105 | 80,307 |

令和3年度募金使用実績



- 救難物品装備機材費
- 水難救済事業費
- 推進事務費
- 装備・機材維持管理費
- 募金活動費
- 人命救助訓練経費
- 表彰経費
- 出動報奨費・賞じゆつ金
- 募金・広報宣伝費
- 地方組織支援費・義援金
- 活動推進費

青い羽根募金の活動

■ 各地での募金活動

公益社団法人日本水難救済会は、全国40ヶ所の地方水難救済会と、全国的な運動を展開しています。



■ 募金支援自動販売機の設置

売上金の一部が青い羽根募金に還元される自動販売機の設置の拡大を図っています。



■ 組織

公益社団法人日本水難救済会（東京都千代田区麴町）

地方水難救済会 臨海道府県 40組織

救難所・支所 約1,300所

救助員 約5万人



本会発祥の地 伊豆の金刀比羅宮

■ 活動

○海難救助

漁業関係者や海洋レジャー関係者から構成される、ボランティア救助員により海難救助を行っています。明治22年の設立以来、救助人員は198,221人、救助船舶数は40,659隻を数えます。

（令和3年12月31日現在）

○洋上救急

遥か洋上の船舶内で傷病者が発生した場合に、海上保安機関等と協力して医師・看護師等を現場に派遣し、傷病者の応急治療を行いつつ、最寄りの病院に搬送する「洋上救急」を運営しています。昭和60年に洋上救急が開始されて以来、出動件数は953件、救助人員986人を数えます。

（令和4年3月31日現在）

○水難救済思想の普及

全国各地で小中学生だけでなく一般市民を対象に、海の事故を防ぐための知識や技能を体得する「海の安全教室」を開催しています。

■ 海難救助実績

| 暦年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|---------|-------|-------|------|------|------|
| 救助人命(人) | 275 | 319 | 386 | 336 | 313 |
| 救助船舶(隻) | 114 | 131 | 144 | 124 | 125 |

■ 救助・訓練活動状況



岩手県
火災船から船長を救助・消火活動



静岡県
伊豆山土石流災害での潜水捜索



静岡県沖
医師同乗ヘリによる洋上救急



大分県
遭難者捜索訓練



静岡県
漂流者救助・移送訓練



茨城県
海の安全教室

公益社団法人日本水難救済会では、会員会費や青い羽根募金のほか、公益財団法人日本財団をはじめ、公益財団法人日本海事センター、海運・水産関係団体等の助成金、補助金をもって活動しています。



青い羽根募金事業趣意書

海で遭難した人々の救助を行うボランティアを支援する団体、それが公益社団法人日本水難救済会（マリンレスキュージャパン）です。

明治22年設立以来133年の間に救助した人命は198,221人、救助した船舶は40,659隻を数えています。（令和3年12月末現在）。

現在、全国津々浦々に設置された合計約1,300ヶ所の救難所・救難支所に所属しているボランティア救助員約5万人は、漁業や会社員などの職業を持った方々で、海難救助に向かう時は、身を危険にさらしながら人命救助を行っています。

公益社団法人日本水難救済会はこのようなボランティアを支援して、海の犠牲者ゼロを目指して活動をしている団体です。

海難救助は、厳しい条件の中で行われるため、安全かつ迅速な救助活動を行うことができるよう救助員は、常日頃から組織的な訓練を行うとともに、ライフジャケット、ロープ等の救助資機材の整備も必要です。さらに救助船の燃料等も必要となります。

このため日本水難救済会は、その活動資金を確保するため毎年、青い羽根募金活動を行い、広く国民の皆様からのご寄附をお願いしております。

いただいた寄附金は部外の有識者にも参画いただいている運営協議会の審議を経て、計画的かつ有意義に活用されています。

青い羽根募金活動は周年行われていますが、本年も7月18日「海の日」を中心に7、8月の2カ月間を強調運動期間として全国的に募金活動を展開いたします。

海の犠牲者の皆無を目指して活動している公益社団法人日本水難救済会の事業に深いご理解とご支援をお願い致します。

なお、公益社団法人日本水難救済会は、所得税法及び法人税法に基づく「特定公益増進法人」であることから、青い羽根募金は、個人では所得控除又は寄附金特別控除（税額控除）が、また、法人では、法人税の税法上の優遇措置が受けられます。



海の救難ボランティアを支える「青い羽根」

公益社団法人 日本水難救済会

会長 相原 力

